

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第8号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類		金額		種類		金額	
<省略>				<省略>			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<省略>	<省略>	<省略>	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<省略>	<省略>	<省略>
	その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るもの	<省略>		その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

(2) <省略>

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2)及び(3) <省略>

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) <省略>

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2)及び(3) <省略>

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部

分の床面積の合計についての備考8(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考8(1)アからカまでに定める額

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの）の申請をする場合に限る。

）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(3) <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する手数料について

分の床面積の合計についての備考7(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考7(1)アからカまでに定める額

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの）の申請をする場合に限る。

）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(3) <省略>

て、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考11(1)

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考9(1)ア

アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考11(1)アからカまでに定める額

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの)の申請をする場合に限る。)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(3) <省略>

からカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考9(1)アからカまでに定める額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(2) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの)の申請をする場合に限る。)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

アからカまで <省略>

(3) <省略>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。